

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価
について（これまでの審議状況）」における今後の検討課題

2 教育研究評価の方法 【P3】 ①

- 評価の方法の検討に当たっては、評価の基本方針を踏まえて、評価結果が有効・適切に活用できるものとなるよう配慮する。また、国立大学法人等にとって過重な負担とならないように、効率的な方法を検討する。

(1) 自己点検・評価に基づく評価 【P3】 ②

- 評価は、国立大学法人等が作成する自己点検・評価書（同時に提出される根拠資料・データを含む。）に基づいて行う「書面調査」と、書面調査では確認できない事項等を中心に実施する「訪問調査」を組み合わせる方向で検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 効果的・効率的な評価実施に向けた書面調査と訪問調査の組み合わせ方
- ◆ 書面調査及び訪問調査の範囲
- ◆ 書面調査及び訪問調査の具体的な方法 等

(2) 評価単位 【P4】 ③

- 中期目標は、国立大学法人等ごとに、総じて法人全体の視点から記述されている。しかし、評価の項目によっては、個々の学部・研究科等（大学共同利用機関法人においては研究所等）の状況を調査及び分析した上で、法人全体の教育研究の達成状況を評価することも必要となる。

その際、その分析等の結果をどのように法人全体の評価に結び付けるか、また、特に大学共同利用機関法人においては、法人を構成する各研究所等の状況の調査及び分析の結果をどのように表すか、などについて検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 学部・研究科等の調査・分析が必要となる場合の考え方
- ◆ 分析等の結果の法人全体の評価への結び付け方
- ◆ 大学共同利用機関法人を構成する各研究所等の分析等の取扱い 等

(3) 評価対象 【P4】 ④

- 中期目標の記載事項のうち、国立大学法人においては、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に関する記載事項について、また、大学共同利用機関法人においては、「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」に関する記載事項について、それぞれの達成状況の調査及び分析に基づき評価を行う。

また、附属病院及び附属学校に係る記載事項については、国立大学法人の教育研究の質の向上に資するものになっているか、という視点が重要である。その点を含め、評価の具体的方向については、検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 附属病院及び附属学校に係る記載事項の分析等の方法
- ◆ 評価の際の視点 等

② 「研究に関する目標」の達成状況の評価 【P 5～6】 ⑤

- 中期目標の達成状況の評価するには、研究業績等の水準判定を行う。
- この水準判定に当たっては、学問分野・領域ごとに多様な側面から調査及び分析することが必要である。その際、国際的な視点を踏まえた学術的な意義や、研究の成果の社会への還元に基づく効果等を重視する。
- どのような方法でこの判定を行うかなどについては、検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 学問分野・領域の区分の考え方
- ◆ 水準の判定方法 等
- ◆ 研究業績等の調査・分析の視点

(4) 評価の項目 【P 6～7】 ⑥

- 機構が評価を行う上で、国立大学法人等に共通して不可欠であると判断される評価項目及び要素の設定が必要であると考えられる。その具体的な項目と要素については、検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 客観的・共通的な評価項目及び要素の考え方
- ◆ 設定の時期及び方法 等

(5) 評価の表し方 【P 7】 ⑦

- 評価結果の表し方は、国立大学法人等及び社会に対する説明の分かりやすさを考慮し、原則として、段階式と記述式を組み合わせる方向で検討する。両者の組み合わせ方、評価項目ごとの取り扱い、さらに段階の導き方、段階の数及び段階の表記方法等については、検討する。

〔検討ポイント〕

- ◆ 段階式及び記述式の組み合わせ方
- ◆ 段階の導き方、数及び表記方法 等
- ◆ 評価項目ごとの取り扱い

(6) 評価の時期 【P 7】 ⑧

- 評価の時期については、国立大学法人評価委員会の審議状況を踏まえながら、国立大学法人評価の全体的なスケジュールの中で検討する。
- 全ての国立大学及び大学共同利用機関が一斉に法人化され、6年サイクルの中期目標・中期計画が設定されたこと、評価結果を次期中期目標・中期計画の内容に反映させ、さらに運営費交付金等の算定に活用することが予定されていることから、評価は全ての国立大学法人等について一斉に実施する必要がある。
その際、評価結果を次期中期目標等の内容及び運営費交付金等の算定に活用するためには、中期目標期間の第5年度目に評価に着手し、翌6年度目の早い時期に評価の結果を明らかにすることが求められると考えられる。
- この場合、まず、おおむね中期目標期間の最初の4年度間における業務を評価することになるので、5年度目及び6年度目を含めた6年間の業務実績の取り扱いについては、国立大学法人評価全体の枠組みの中で検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 評価の実施時期及びスケジュール
- ◆ 5年度目に評価を実施するとした場合、6年間の業務実績の取り扱い 等

※ 国立大学法人評価委員会の審議状況を踏まえながら検討。

(7) 意見の申立て 【P 8】 ⑨

- 評価結果を確定する前に、透明性・公正性・正確性を確保するため、その内容をそれぞれの国立大学法人等に通知した上で、意見の申立てを受ける。意見の申立てへの対応や、その時期についての具体的なスケジュール及び手続きについては、検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 意見申立てへの対応方法
- ◆ 意見申立ての実施時期及び手続き

3 教育研究評価の実施体制

(1) 評価組織 【P 8】 ⑩

- 委員会の下にそれぞれの国立大学法人等を担当する部会等を設置することが考えられる。部会等の人数、構成等については、評価の実施方法と併せて、検討する。
- 研究業績等の水準判定に当たっては、学問分野・領域ごとに調査及び分析を行う必要がある。そのため、それぞれの国立大学法人等を担当する部会とは別に、学問分野・領域ごとに、その学問的見識を有する専門家を集めた水準判定を行う部会を設ける。
- さらに、評価の手順や方法、あるいは評価結果について調整が必要な場合に備えて、横断的な調整組織の設置についても検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 国立大学法人等を担当する部会の人数、構成
- ◆ 研究業績等の水準判定を実施する部会の数、構成
- ◆ 部会横断的な調整組織の必要性 等

関連事項

(1) 教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積 【P 9～10】 ⑪

- 機構が実施する教育研究評価は、国立大学法人評価委員会の要請を受けて行うものである。したがって、評価に関する情報・データの機構への提出については、国立大学法人評価委員会から国立大学法人等に対し、要請してもらうことが望ましい。
なお、情報・データの提出方法、提出時期等については、機構が、国立大学法人等の状況も考慮して、具体的な検討を進める必要がある。
- 教育研究評価の準備や実施に当たって、年度評価における進行状況や関係資料を参考とするかどうか、参考とするとした場合には、どのような方法が考えられるかを検討する。

〔検討のポイント〕

- ◆ 情報・データの提出方法、提出時期
- ◆ 年度評価を参考に活用する可能性 等